

頭金専門委員提出意見

○ PVP を含む動物用医薬品の評価経緯を参考にすることについて

添加物と動物用医薬品では以下の点で異なるので、同じような評価経緯をとることは難しいと思います。すなわち、動物用医薬品においては PVP 投与を受けた家畜の可食部位を介して摂取する量は、添加物よりかなり低くなることと、またヒドラジンについても動物の体内で代謝されるので、可食部位を介してヒドラジンをヒトが摂取することは考えにくい等の点です。

少なくとも動物用医薬品専門調査会では以上の理由で、PVP についての評価を添加物専門調査会の評価終了を待たずに行ったと理解しています。